

# 選びます 秋田の未来 担う人



## 秋田県議会議員一般選挙

4月3日告示、4月12日投票の日程で行われます。

投票の際は、入場券表面の「投票所」欄を確認のうえ、お間違えのないようお願いします。

### 投票所の変更について

広報3月号にも掲載しましたが、鷹巣第1投票区と上杉投票区は、投票所が変更になりますので、ご注意ください。

#### 鷹巣第一投票区

(変更前)鷹巣中央保育園 ⇒ (変更後)鷹巣小学校  
※投票区域に変更はありません。

#### 上杉投票区

(変更前)旧合川東小学校 ⇒ (変更後)上杉あいターミナル  
投票所の変更に伴い、下杉字狐森、小堤、塚ノ岱、上清水沢の地区は「合川駅前投票区(合川庁舎投票所)」に変更となります。  
なお、下杉字谷地道の地区は「上杉投票区」になります。

### 当日、投票できない方は期日前投票を!

期日前投票所は、市内6か所で4月4日(土)から4月11日(土)まで開設します。  
期日前投票の際は、入場券裏面に必要事項を記入のうえ、投票所においでください。

### 期日前投票所 開設場所及び時間

4月4日(土)から4月11日(土)まで

#### ■北秋田市役所本庁舎

時間：午前8時30分～午後8時

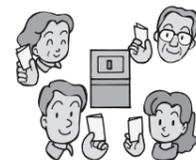
#### ■合川庁舎、森吉庁舎、阿仁庁舎、前田公民館(前田出張所)

時間：午前8時30分～午後7時

#### ■いとく鷹巣ショッピングセンター

時間：午前9時～午後7時

期日前投票は、投票区を問わず、どの投票所でも投票できます。



(入場券表面)

郵便はがき

鷹巣局 料金後納郵便

住所 北秋田市

氏名

明・大・昭・平 年 月 日生

※ 投票所入場券 ※

選挙名	秋田県議会議員一般選挙		
投票区	ページ	番号	
受付番号		管理者	
選挙人氏名		性別	
投票所			
投票時間	平成27年4月12日 午前7:00 から午後 まで		

※投票の際には、必ず「投票所」欄を確認のうえ、この入場券を持参してください。  
※裏面もご確認ください。

北秋田市選挙管理委員会

(入場券裏面)

期日前投票は、投票区を問わず、どの投票所でも投票できます。

秋田県議会議員一般選挙

【期日前投票ができる期間】  
4月4日(土)～4月11日(土)

【期日前投票ができる場所・時間】

- 市役所本庁舎……午前8時30分～午後8時
- 合川・森吉・阿仁庁舎・前田公民館……午前8時30分～午後7時
- いとく鷹巣ショッピングセンター……午前9時～午後7時

期日前・不在者投票宣誓書兼請求書

私は、表記選挙の当日、次の理由に該当する見込みのため期日前・不在者投票をいたしたく、以下の記載が真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

氏名(自署)	請求日	平成27年 月 日
北秋田市の住所	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
投票所の住所		
電話番号		

理由(該当する番号を○で囲んでください。)

1	仕事・学業・地域行事の役員・本人又は親族の冠婚葬祭
2	投票区の区域外へ外出・旅行・滞在
3	病気・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難
5	住所移動のため、他の市町村に居住

【お問い合わせ先】 〒018-3392 北秋田市花園町19番1号  
北秋田市選挙管理委員会 ☎0186-62-6614(直通)

〈お問い合わせ〉 北秋田市選挙管理委員会 ☎62-6614

# 住宅リフォーム緊急支援事業のお知らせ

市民の皆さんが市内業者を利用して行う住宅のリフォーム又は増改築に補助金を交付します。

### ①住宅のリフォーム・増改築工事

補助対象となる工事費の10分の1の金額 (限度額 20万円)

### ②耐震・断熱、省エネ、バリアフリー、屋根の克雪対策に有効な工事

補助対象となる工事費の10分の1の金額 (限度額 25万円)



#### 対象となる方

- 市に住民登録をされている方
- 市税等を滞納していない方 (工事する住宅に住む親族を含む)

#### 対象となる住宅

- 市内にある住宅 (別荘等を除く)
- 賃貸 (賃貸予定も含む) をしていない住宅
- 併用住宅は、住宅部分の面積が2分の1以上の住宅
- 申請者又は親や子が所有し、かつ居住する住宅
- 市長が同等と認める場合

#### 対象となる工事

- 補助対象となる工事費用が50万円以上の工事
- 平成28年3月25日までに完了する工事
- 市内に本店のある業者又は住民登録している個人が施工する工事

#### (補助対象とならないもの)

- ▽対象工事が重複する市補助制度の補助金に相当する費用 (浄化槽設置補助、介護保険住宅改修費支給など)
- ▽公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事費用
- ▽門・塀等、いわゆる外構工事費用
- ▽重複計上が認められていない他の補助制度を利用する工事費用
- ▽補助金の交付が適当でないと認められる工事費用

【お問い合わせ】 都市計画課都市計画住宅係 ☎72-5246

**木造住宅耐震補助事業**

市では、木造住宅の耐震診断、改修計画、改修工事に係る経費の一部を補助します。

【対象となる方】  
昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅(併用住宅の場合は、住宅部分の面積が2分の1以上の住宅)を所有する個人

【対象となる工事】  
①耐震診断(建物の強度を調べ地震に対する安全性を評価します)  
※①の結果によって、次の②・③の工事も対象になります。

②改修計画(補強・改修工事の計画や設計)  
③耐震改修工事(耐震のための補強・改修)

【補助金の額及び申請の受付期間】  
▽耐震診断……費用の3分の2 (上限額3万円)  
▽耐震改修計画……費用の10分の9 (上限額20万円)  
▽耐震改修工事……費用の2分の1 (上限額30万円)

《受付期間》  
11月30日まで  
12月28日まで

《受付期間》  
12月28日まで  
12月28日まで

申請の前には必ずご相談ください  
(都市計画住宅係 ☎72-5246)

**ご注意ください**

- ★「住宅のリフォーム・増改築工事」と「耐震・断熱、省エネ、バリアフリー、屋根の克雪対策に有効な工事」の申請の併用はできません。
- ★補助金の交付申請は、同一年度内で一回のみに限られています。
- ★前年度までに本事業を利用された方でも、補助を受けた工事箇所・工事内容と異なる場合は対象になりますが、その場合は先に受けた補助金と合わせて20万円又は25万円が限度額となります。